

税金・健康保険料・年金保険料を納められないときは 納税緩和措置「換価の猶予」活用の検討を

全国商工新聞長岡版11月10日号に掲載したように、税金・健康保険料などを納めることができない（滞納している）場合は、左記「納税緩和措置」を活用することによって納税の延期や分割納付（分納）を認められることがあります。

① 納税の猶予（国税）、徴収猶予（地方税）
適用条件：災害、火災、貸し倒れ、納税者や親族の病気・負傷、事業の休廃止、事業上の著しい損失、賦課遅延の場合（修正申告を行い、申告期限から1年以上経過した後税額が決定すること）

① 1年以内の納税が猶予され、延長（最長2年）も可。

② 差し押さえの解除を申請できる。

③ 延滞税が減額・免除される。

② 換価の猶予

適用条件：業績不振などの資金難

① 猶予期間（最長2年）の延滞税の2分の1が免除される。

② 差し押さえられている財産は、公売にかけられない。

③ 税務署長の裁量で適用される。

③ 滞納処分の停止

適用条件：財産がなく、納税不能3年後、または即時、納税の義務を停止。

これらのうち、**② 換価の猶予は①や③と**比べて申請を受理されることが多く、税金・健康保険料などを納めることのできない全ての人が活用を検討すべき制度です。督促状発送後の滞納を前提にした制度ですが、督促前でも活用することができます。

換価の猶予を活用するには、**ア．納税についての誠実な意思が求められる**。

イ．滞納している税金（保険料）、及び以降発生する税金（保険料）を、猶予期間内に完納することが求められます。

換価の猶予によって分納が認められたら、特に上段「イ」について十分に注意しなければなりません。これが不履行となった場合は猶予が取り消され、「差し押さえ」をされてしまうことがあります（原則として「差し押さえ予告」の後、差し押さえ）。

よって、実情を踏まえた適切な納付計画を立て、これを実行することが求められます。事業収支と家計に関する表を作成したうえで納付計画書を作成することが大切です。換価の猶予の活用を検討、申請する場合は民商の仲間に相談しましょう。

所得税の申告が大きく変わります 年末調整学習会（12月開催分）

全国商工新聞10月27日号1面に掲載されたように、所得税の申告が大きく変わります。2025年分以降の所得に「改正」法が適用されるため、今年の年末調整から変更が生じます。

主な変更点は次の3つです。

- ・基礎控除が最大95万円に
- ・給与所得控除の見直し
- ・特定親族特別控除の創設



長岡民商はこれを踏まえ、年内に従業員や専従者の給与を確定する事業所を対象に、左記の日時に年末調整学習会を開きます。

なお、民商事務所での学習会は予約制とします。お電話等でご予約のうえお越しください。

日時 ①民商事務所での学習会（予約制）

12月15日（月）・16日（火）

両日とも10時00分～12時00分、

13時30分～16時00分

②小国支部の学習会

12月19日（金）14時00分～16時00分

片桐三郎支部長宅にて

必要なもの 年末調整関係用紙一式、貸金台帳など

